

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月24日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 5 号

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に係る傷病手当金の支給及び支払に関すること。

第9条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給）

第9条の2 条例第9条第1項の規定による傷病手当金の支給を受けようとする世帯主は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所並びに被保険者証の記号及び番号
- (2) 新型コロナウイルス感染症にかかり、又はかかっていると疑われる被保険者の氏名及び生年月日
- (3) 当該被保険者が療養のため労務に服することができない期間
- (4) 前号の期間のうち、労務に服することを予定していた日
- (5) 当該被保険者が新型コロナウイルス感染症にかかり、又はかかっていると疑われる場合において給与等（条例第9条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の全部又は一部を受けることができる者であるときは、その受けることができる給与等の額及び支払期間
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を証する書類

ア 前項第3号から第5号までに掲げる事項

イ 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の当該被保険者に係る給与等の額及び当該被保険者が労務に従事した日数

(2) その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)